

平成25年4月1日(月)から 輸出証明書の申請・発行機関が変わります

京都府商工労働観光部海外経済課 輸出食品証明申請窓口

京都府では、福島原子力発電所の事故を受け、海外向けに輸出される食品等に対し、産地証明書を発行してきたところですが、平成25年4月1日(月)から、申請・発行機関が以下のとおり変わります。

申請手続や様式等の詳細については、農林水産省近畿農政局または国税庁のホームページをご覧ください。

なお、4月1日以降、京都府の様式は使えなくなりますので、申請されるときは、農林水産省または国税庁の様式をご使用ください。

平成25年4月以降の証明書発行

①水産物を除く食品等（食品添加物、香料、飼料等含む）

●申請窓口 農林水産省 近畿農政局 など

※ 製造地、積出地、申請者所在地を管轄する発行機関でも可能（ただし、中国向けは製造地のみ）。詳しくは、近畿農政局事業戦略課へお問い合わせください。

住 所：〒602-8054 京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町
TEL：075-451-9161（内線2746）

※ 詳細はこちら：http://www.maff.go.jp/kinki/seisan/nousan/yusyutu/cer_expo_0401.html

※ 水産物については、これまでどおり水産庁へ申請願います。

②酒 類（平成25年4月1日以前でも大阪国税局に申請できます。）

●申請窓口 大阪国税局 課税第二部 酒税課 団体企業係

住 所：〒540-8541 大阪市中央区大手前1-5-63 大阪合同庁舎第3号館
TEL：06-6941-5331（内線2761）

※ 詳細はこちら：<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/sake/index.htm>

平成25年3月までの証明書発行

●京都府への申請期限 平成25年3月29日（金）【必着】

※ 3月29日までに届いても書類の不備などにより受付できない場合がありますので、期間に余裕を持って申請いただきますよう、御協力をお願いします。（平成25年3月22日（金）を目途にお願いします。）

《窓口の変更に関するお問い合わせ先》

○農林水産省 近畿農政局 事業戦略課（林田）

住所：京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町
TEL：075-451-9161（内線2746）

○京都府 商工労働観光部 海外経済課（田中）

住所：京都市上京区下立売通新町西入ル藪ノ内町
TEL：075-414-4840

※ 酒類の証明書発行については、京都府商工労働観光部海外経済課または大阪国税局にお問い合わせください。